

堺市財産規則の一部を改正する規則

堺市財産規則（昭和39年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第10号中「第2款」の次に「及び別表第5」を加える。

第6条中「を取得し、又は処分し」を「の取得（無償によるものを除く。）又は処分をし」に改める。

第13条第1項ただし書を削り、同項第4号中「行うもの」の次に「及び短期使用（移動販売店の設置その他これに類すると市長が認めるものに係る法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用であって、あらかじめ市長が定める期間以内のものをいう。以下同じ。）に係るもの」を加え、同項第11号を削り、同項中第12号を第11号とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、堺市事務決裁規則（昭和36年規則第9号）その他の規則等により、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる職にある者の専決事項とされている公有財産の処分等については、同表の右欄に定める職にある者の合議で足りるものとする。

公有財産の処分等の区分	専決権者	合議
前項第1号又は第2号に該当するもの	局長	財政部長
	部長又は課長	財産活用課長
前項第3号から第11号までのいずれかに該当するもの	局長又は部長	財政部長
	課長	財産活用課長

第2.2条中「様式第2号」を「様式第2号（甲）。短期使用に係る使用許可にあつては、様式第2号（乙）」に改める。

第24条の2第1項中「設置」の次に「並びに短期使用」を加え、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 短期使用（前3項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る使用料の額については、別表第5のとおりとする。

第47条第1項中「行政財産使用許可台帳（様式第9号）又は公有財産貸付台帳（様式第10号）を備え、必要な事項」を「当該使用許可又は貸付けに係る台帳を備え、財政局長が別に定める必要事項」に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

（次の1表 別記）

様式目次中2の項を2（甲）の項とし、同項の次に次のように加える。

2（乙）	行政財産目的外使用許可申請書（短期使用）	22		
------	----------------------	----	--	--

様式目次9の項及び10の項を次のように改める。

9	削除			
---	----	--	--	--

10	削除			
----	----	--	--	--

様式第2号の注書を削り、同様式を様式第2号（甲）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

（次の1様式 別記）

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

様式第9号 削除

様式第10号 削除

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和4年4月1日

(2) 第4条第10号、第13条第1項第4号、第22条及び第24条の2の改正規定、別表第4の次に1表を加える改正規定、様式目次中2の項を2（甲）の項とし、同項の次に次のように加える改正規定並びに様式第2号を様式第2号（甲）とし、同様式の次に1様式を加える改正規定 令和4年6月1日

（経過措置）

2 前項第1号に掲げる改正規定の施行の際、現にこの規則による改正前の第47条の規定により備えられた行政財産使用許可台帳及び公有財産貸付台帳は、この規則による改正後の第47条の規定により備えられた台帳とみなす。

別表第5（第24条の2関係）

種類		使用料（1日当たり）	
		屋外	屋内
堺区の区域内の物件	使用面積が20平方メートル以下のもの	1,500円	1,500円
	使用面積が20平方メートルを超えるもの	1,500円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに750円を加算した額	1,500円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに750円を加算した額
中区、東区、西区、南区、北区又は美原区の区域内の物件	使用面積が20平方メートル以下のもの	1,000円	1,000円
	使用面積が20平方メートルを超えるもの	1,000円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに500円を加算した額	1,000円に使用面積20平方メートルを超える部分について10平方メートルまでごとに500円を加算した額

備考

- 1 短期使用に係る使用料については、条例第4条第1項の規定は適用しない。
- 2 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等について、小数点第3位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

様式第2号(乙)(第22条関係)

行政財産目的外使用許可申請書(短期使用)

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)  
氏名又は  
名称及び代表者名  
電話番号

次のとおり行政財産の目的外使用の許可を受けたいので、堺市財産規則第22条の規定により許可して下さるよう申請します。

使用物件	名称	
	区名	区
	所在地	
	種別	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> .....
	使用面積 又は数量	
使用目的		
使用期間 (日以内)	年 月 日から 年 月 日まで	
使用 責任者	住所	
	氏名	
	電話	
添付書類	使用計画図面	

(注) 「使用期間」の欄には、使用予定の日付を記入し、又は入力してください。